

令和6年度事業計画

1. 農薬被害、蜂病予防、蜜資源確保、消費拡大対策の推進

- (1) 農薬被害対策の推進
- (2) 蜂病予防対策の推進
- (3) 蜜資源確保の推進
- (4) はちみつ消費拡大推進

2. 第37回みつばち慰霊祭、情報交換会（講演会）の開催

令和6年8月5日（月）に「みつばちの杜」公園において開催する。
また、同日に情報交換会（講演会）を開催する。

3. 第37回はちみつ品評会及び展示即売会の実施

会員の採蜜技術や品質向上、県産はちみつの普及啓発を図るためはちみつ品評会を開催し、自然食品・健康食品としてのはちみつの需要拡大を目指す。

また、福島県農業総合センターまつりや各種のイベント等に参加しはちみつ展示・即売（斡旋）を実施する。

4. ポリネーション事業の推進

- (1) 関係機関に対する啓発宣伝により事業の拡大を図る。
- (2) ポリネーションのみつばち利用賃借料は下記のとおりとする。

いちご 1群 25,000円（消費税別）

果樹 1群 13,000円（消費税別）

きゅうり 1群 25,000円（消費税別）

取扱い手数料は1箱あたり、いちご500円・果樹300円・きゅうり500円とし、一括協会に納付する。

5. 防疫衛生対策の推進

- (1) 消毒及び疾病発生防止の自主検査の励行
- (2) 予防薬等の適正使用による予防の徹底
- (3) 生産記録（トレーサビリティ）の遵守
- (4) HACCPに沿った衛生管理の推進

6. 畜産団体活動強化事業の実施（福島県補助）

蜜蜂の生産技術及び品質向上に関する研修会の開催

7. おいしい福島畜産応援事業の実施（福島県補助）

県外において県産蜂蜜及び養蜂業のPRを行う

8. はちみつの放射能分析試験の実施、「緊急時モニタリング検査」への協力等
 - (1) 福島県の実施する「緊急時モニタリング検査」への協力
 - (2) 自主検査の推進
9. 養蜂振興法に基づく蜜蜂飼育届の提出および円滑な転飼許可申請手続の推進
10. 県みつばち転飼調整会議への出席
県主催及び管轄家畜保健衛生所毎の転飼調整会議に出席する。(2月、3月)
11. 養蜂振興及びみつばち飼育管理技術等に関する情報提供と講習会の開催
12. 県外、越冬会員との交流増強
13. 協会蜜源樹植林地の積極的活用
蜜源樹の整備を推進し、積極的な活用を図る。
入地料は1蜂場につき10,000円とする。
14. 養蜂関係全国・東北ブロック会議及び大会への出席
 - (1) 養蜂振興検討委員会及び日蜂協第83回総会(2月20日)東京都
 - (2) 東北6県養蜂振興対策委員会 担当県：岩手県(予定)
 - (3) 日蜂協東北ブロック大会 開催担当県：山形県(予定)
15. 養蜂飼料、関連資材の斡旋
日蜂協、養蜂関係業者からの資材販売斡旋等に対応し、会員へ情報発信をする。